

児童発達・放課後等デイサービス

重要事項説明書

HIKARI PLUS

◆◆目次◆◆

1.	事業者の概要	1
2.	事業所の概要	1
3.	提供するサービスの第三者評価の実施状況	2
4.	職員体制	3
5.	勤務体制	4
6.	設備等の概要	4
7.	サービスの内容	4
8.	利用料金	5
9.	支払い方法	5
10.	利用者の記録及び情報の管理等	6
11.	ご利用に際し留意していただきたい事項	6
12.	緊急時の対応方法	6
13.	協力医療機関	6
14.	非常災害時の対応	6
15.	虐待防止及び身体拘束禁止について	7
16.	この契約に関する相談・苦情窓口	7

重 要 事 項 説 明 書

(令和8年4月1日)

1 事業者の概要

名称	株式会社 JIN
法人種別	株式会社（営利法人）
法人所在地	佐賀県小城市牛津町牛津 536-6
電話番号	0952-63-8721
代表者氏名	代表社員 岸川 公一
法人の沿革・特色	法人設立年月日 平成26年8月6日 児童福祉法に基づく児童発達・放課後等デイサービス
法人が所有する 営業所の種類	HIKARI PLUS 介護保険法に基づく 地域密着型デイサービス ◦介護予防・日常生活支援総合事業 児童福祉法に基づく ◦児童発達支援 ◦放課後等デイサービス

2 事業所の概要

事業の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス
事業所の名称	HIKARI PLUS
事業所の所在地	佐賀県小城市牛津町牛津 536-6
事業所の電話番号	0952-63-8721
事業所番号	
事業所開設年月日	令和8年4月1日
利用定員	10名
主たる対象者	障害児
営業日	月曜日から金曜日 ただし8月13日から15日及び12月29日から1月3日までを除く。 なお管理者が必要と認めた場合は、事前に利用者に予告し、土曜日及び8月14日・15日と12月29日・30日を営業日（開所日）とする

営業時間	9時30分～18時30分
サービス提供日、提供時間	月曜日～金曜日 ① 授業終了後 13時30分～17時30分 ② 学校休業日 10時00分～17時00分
サービス提供地域	小城市全域および佐賀市多久市杵島郡の一部地域（車で片道20分以内）
事業の目的及び運営針	HIKARI PLUS では、その子らしさを尊重し、「明るく・のびのび」をテーマ障害児の療育を行ってまいります。 また、家庭や学校以外で交流できる機会を増やし集団生活への適応や、地域の中での生活が継続できるように様々な体験を通して基本的知識や技能習得し、またその発達や成長を促すために適切な支援を行います。
自己評価の実施状況	無
職員研修の実施状況	採用時研修：採用後1ヶ月以内 継続研修：年2回以上実施

3 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ ☒ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

4 職員体制について

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	管理者は、職員の管理、障がい福祉サービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障がい福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うほか、障がい者及びその家族に対し、その内容等について、必要な説明を行います。	常 勤 1 人
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容の検討を行います。 2 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握し利用者に面接を行う。この場合において、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明を行います。 3 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達・放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達・放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を載した個別支援計画の原案を作成します。保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めます。 4 個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、別支援計画の原案について意見を求めます。 5 個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書によりその同意を得るとともに、個別支援計画の作成をした際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付します。 6 個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接しモニタリングの結果を記録します。 7 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。	常 勤 1 人 以 上

児 童 指 導 員	個別支援計画に基づき、児童等に対して直接支援や適切な指導や相談対応を行います。	常 勤 非常勤 2 人 以 上
-----------------------	---	--------------------------

5 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者 児童発達支援管理責任者 指導員	勤務時間帯 ① 授業終了後 10時00分～18時30分 ③ 学校休業日 9時00分～18時00分

6 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	1 室	絵本、知育玩具、バランスボール、テーブルなど
相談室	1 室	テーブル、椅子など
事務室	1 室	PC、鍵付書庫など
静養室	1 室	ベッドなど

7 サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常動作訓練	着替え・排泄・食事・移動など、一人ひとりに応じた動作を、可能な限り自立して行えるよう、発達段階を考慮し療育を進めていきます。
集団生活適応訓練	友達との関わりの中で「待つ」ことや「思いやり」を学び、集団の中で社会性、ルールを身につけコミュニケーションスキルを習得します。
創作的活動	集団での創作活動(季節の展示物など)や、個別でのお絵かきなど、興味のあるものから取り組み、創造性を養います。
機能訓練	各々の身体機能・コミュニケーション能力の向上を目的とし、個別にて機能訓練を実施いたします。運動を行い、自らやりたい、話したいという意欲を持てるように支援します。
学習	一人ひとりに合った教材を選び、課題に沿って学習していきます。結果より過程を重視するとともに、出来た時の達成感と楽しさを味わいます。
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。

②利用者自己負担によるサービスについて

7 利用料金②において詳細を記載。

8 利用料金

① 障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

② 利用者自己負担によるサービスについて

おやつ代（実費）	無料 ただし、夏休み等の長期休暇期間は、実費で別途徴収させていただきます場合があります。 ※利用児童のアレルギー等に関しては、事前にご相談頂き対応致します。
教材費	制作活動や運動療育、工作活動で使用する材料費について、必要に応じて実費をご負担いただく場合があります。
行事日	外出行事、季節イベント、体験活動等を実施する場合、施設入場料、材料費等の実費を負担いただく場合があります。

③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

9 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求します。

請求書をお渡し致します。お支払いを確認しましたら、領収書をお渡します。

事業者指定の口座に専用の払込取扱票にて翌月指定日までに支払いをして下さい。

※払込による手数料は、利用者負担とします。

下記指定口座への振り込み ゆうちょ銀行 口座記号 - 口座番号

10 利用者の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

11 ご利用に際し留意していただきたい事項

喫煙	全館禁煙です。
感染症対策	利用者がコロナやインフルエンザ等の他者に感染する持病であることを医師が判断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動等とはご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

12 緊急時の対応方法

利用者の状態急変時には、速やかに医療機関・保護者への連絡を行います。

13 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	徳富医院
所在地	佐賀県小城市芦刈町山王崎316-3
電話番号	0952-66-1547

14 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	児童発達支援管理責任者 小山 貴生

避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	・ 火災警報器 ・ 消火器 ・ 備蓄品（食料、飲料水等）

1 5 虐待防止及び身体拘束禁止について

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	児童発達支援管理責任者 小山 貴生
虐待防止に関する責任者	管 理 者 岸川 公一

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ対し周知徹底を図ります。

⑥ 身体拘束防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

身体拘束防止に関する担当者	児童発達支援管理責任者 小山 貴生
身体拘束防止に関する責任者	管 理 者 岸川 公一

⑦ やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の必要な事項を記録します。

⑧ 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

⑨ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

1 6 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	児童発達支援管理責任者 小山 貴生
責任者	管理者 岸川 公一
電話番号	0952-63-8721
受付時間	月曜日～金曜日 10時00分～18時00分

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	小城市役所 高齢障がい支援課
所在地	佐賀県小城市三日月町長神田 2 3 1 2 - 2
電話番号	0 9 5 2 - 3 7 - 6 1 0 8
受付時間	月曜日～金曜日 9 時 0 0 分～ 1 7 時 0 0 分
市町村の窓口	支給決定市町村 ・ 小城市 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312-2 子育て支援課 電話番号 0952-37-6109 ・ 多久市 〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7-1 福祉課（こども係） 電話番号 0952-75-6118 ・ 佐賀市 〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町 1-1 号本庁 1 階 障害福祉課 電話番号 0952-40-7255 ・ 杵島郡 〒849-0501 佐賀県杵島郡江北町山口 1651-1 健康福祉課 電話番号 0952-86-56714 ・ 杵島郡（白石町） 〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247-1（白石町役場） 保健福祉課 電話番号 0952-84-7116

また、佐賀県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	佐賀県社会福祉協議会内 佐賀県運営適正化委員会
所在地	佐賀県佐賀市鬼丸町 7 - 1 8
電話番号	0 9 5 2 - 2 3 - 2 1 5 1

受付時間	月～金曜日(祝日を除く) 9時00分～17時00分
------	---------------------------

令和 年 月 日

児童発達・放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者名) 株式会社 JIN

HIKARI PLUS

(住所) 佐賀県小城市牛津町牛津536-6

(管理者) 岸川 公一 印

(児童発達支援管理責任者) 小山 貴生 印

私は本書面により、これから利用する児童発達・放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

利用児童

(氏名) 様

保護者(未成年後見人)

(住所)

(氏名) 印

(続柄)